

5 . 法務

項目【根拠法】	現 状	要望内容【期待される効果】
(26)有償の法律相談業務の緩和 【弁護士法72条】	弁護士以外は有償の法律相談が行えない。	企業の法務部員（例えば法学部出身者で実務経験3年以上）の者に、有償の法律相談ができるようにする。 【リーガル・サービスへの需要拡大に対応することが可能となるとともに、雇用拡大にも役立つ】
(27)訴訟代理人資格要件の緩和 【民事訴訟法54条】	訴訟代理人は簡易裁判所における場合を除き、弁護士でなければならないとされている。	当該会社の訴訟については、事件内容を熟知している会社の法務部員が代理人となれるようにする。 【会社の法務部員で訴訟遂行が可能な訴訟案件もあり、また事実関係を熟知した上で訴訟を進行することにより、訴訟手続きの迅速化が図れる】
(28)外国法事務弁護士の要件の緩和 【弁護士法72条、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法10条】	原則として原資格国における3年以上の職務経験年数が必要である。	外国法の弁護士資格を有する者には、原資格国での実務経験を問わず、外国法に関する法律事務の取扱いを認める。 【外国法に関する法的サービスがより安価に入手できる】